

2017. 9. 11

### ホテル等での料金支払いに関する注意喚起

- 1 本年9月5日に発表された大統領令により、当国内においては、あらゆる商品、役務、サービスに対し、外貨で現金払いを行うことが禁止となりました。

なお、各種カード類（クレジットカード、デビットカード等）を用いた決済については、例外として認められております。

- 2 本大統領令を受け、当国内に所在するホテルにおいても、宿泊料金を現金で支払う場合、現地通貨スムで支払わなくてはならなくなっております。

これに関連して、当館に対し、「予約時には米ドルで支払うこととなっていたが、支払い時に突然、スムで支払うよう求められた」等の情報が寄せられております。

- 3 当地においてホテル等を利用される際は、予約時に外国通貨で支払うこととなっていたとしても、支払い方法についてしっかりと確認するとともに、現金支払いする場合においては、支払いに必要な額を銀行で現地通貨スムに両替するなど、所持金の不足に伴うトラブルを避けるようご留意願います。